

引上げ分の地方消費税が充てられる社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 258,855 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 1,625,408 千円

(単位:千円)

社会保障施策経費		経費	特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	障がい者福祉施策経費	437,080	299,725	0	0	39,333	98,022
	高齢者福祉施策経費	31,123	0	0	0	9,053	22,070
	児童福祉施策経費	321,741	274,971	0	0	18,208	28,562
	小計	789,944	574,696	0	0	66,594	148,654
社会保険	国民健康保険施策経費	127,567	66,121	0	0	17,963	43,483
	後期高齢者医療保険施策経費	266,132	35,213	0	0	62,649	168,270
	介護保険施策経費	182,044	0	0	0	52,786	129,258
	小計	575,743	101,334	0	0	133,398	341,011
保健衛生	疾病予防施策経費	52,292	0	0	0	13,578	38,714
	健康診査施策経費	24,360	2,340	0	0	6,091	15,929
	医療施策に係る事業	183,069	55,685	0	0	32,081	95,303
	小計	259,721	58,025	0	0	51,750	149,946
合計		1,625,408	734,055	0	0	251,742	639,611

※平成26年4月より消費税率が5%から8%に改定され、令和元年10月からは10%に改定されています。これに伴い増加した税収は、「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。